平成30年度第２回野洲市入札監視委員会　会議結果（要旨）

【日　　時】　平成30年11月13日（火）午後２時～３時50分
【場　　所】　野洲市役所　本館２階　庁議室
【出 席 者】　委　員：野洲委員長、西川委員、中村委員
　　事務局：小山総務部長、辻総務課長、上田主幹、
　　新庄主査、新田主査、辺見主事
【傍 聴 者】　なし
【報道機関】　なし

１　開会

２　報告

（１）　平成30年度第１回会議における指摘事項の検討結果について

予定価格における端数処理について

建設関連業務委託に係る最低制限価格非公表の取り扱いについて

委員：最低制限価格の算定式について建設工事は周知されているという認識だが、建設関連業務委託はどうか。

→委員：建設関連業務委託についても周知されている。設計関係では最低制限価格は予定価格の８割程度であろう。

→事務局：建設関連業務委託は算定式を非公表としているところも多いが、建設工事同様、国は算定式を示している。非公表としている場合は、独自または国の示す式をアレンジしていると推測される。

委員：最低制限価格を公表した建設工事について、弊害は生じているのか。

→事務局：特段生じていない。

委員：建設関連業務委託の最低制限価格を今後公表するとなると、現在４割程度で契約しているものもあり、合理的に説明できる必要がある。

→委員：最低制限価格を市が独自に定められることは否定しないが、委託は人手間であるので限度を考慮された方がよい。

→委員：予定価格と最低制限価格の差が大きいまま公表となると、人件費が圧縮されているのではないか、品質は確保されているのか、予定価格そ

のものは正しいのかといった疑問が生じる。市民に対しても合理的な最低制限価格の設定が説明できるよう検討された方が良い

→事務局：平成 31 年度の公表に向けて検討を進める。

３　議事

（１）入札及び契約手続の運用状況等の審議について

（ア）平成 30 年度上半期に発注した建設工事及び建設関連業務委託について

委員：建設関連業務委託№20 のくじ引きは何社によるものか。

→事務局：応札７社のうち、同額であった２社でくじ引きを行った。

（イ）平成 30 年度上半期における入札参加停止等の措置案件について

委員：くじ引きに応じなかったとのことだが故意によるものか。

→事務局：くじ引きの日時を失念していたとのことであった。なお、参集していたもう一方の業者で決定した。

（ウ）指定案件の審議について

工事１　田中山低区配水池改修工事

委員：応札者の金額差は大きいが、最低制限価格同額で落札されていることについて考えられる理由は。

→事務局：予定価格の基礎となる市の設計金額と業者が入札時に提出された積算内訳の対比では直接工事費ベースで約 3,000 万円の差があり、業者の積算による結果だと考える。

委員：本案件においては塗装、水道、電気と３つの工種があるがひとつにまとめて発注されている。業者育成という考えの中で新設ではなく改修工事を分離発注しなかった理由は何か。

→事務局：設計内訳として配水池改修工事が 32%、土木工事が 46%、電気計装設備工事が 22%となっている。現場が山中ということで作業スペースの問題があったことは想定される。

委員：参加業者について PC メーカー、水処理場や処理機械屋となっている。３つの工種の専門屋ではないが参加資格の設定はどのような考え方か。

→委員：落札業者が PC メーカーとなったことで、利益を考慮すると下請けにしわ寄せが生じるのではないかと懸念する。

→事務局：参加資格については配水池整備を主としたものとなっている。本案

件を例とし、発注方法についても契約審査会で検討する。

→委員：発注方法等を再度検証し報告すること。

工事３　公共下水道接続管渠整備工事（須原・堤工区）

委員：予定価格に近い業者と最低制限価格に近い業者に分かれており、失格者も多くなっている。あまり見ない結果だと思う。

→事務局：予定価格は事前公表しており、受注意欲の差であると考えられる。また、失格者の多さは最低制限価格をどう推測したかによると想定される。

工事 11　県道野洲停車場線街路灯移設工事

委員：交通誘導警備員 20 名は延べ人数か。

→事務局：その通りである。

委員：応札した２社は市内本店業者か。

→事務局：市内本店業者である。辞退業者の主な理由は、技術員の配置が困難というものである。

委員：県道であるが街路灯は市が管理するものか。

→事務局：従来は商工会が管理していたが、市が管理することとなったものである。

工事 18　六条教育委員会別館解体工事

委員：Ａランク基準相当とはどのような要件であったか。

→事務局：格付は経営事項審査の結果と技術員の配置という２つの観点で行っており、どちらかがＡランク条件を満たしていればＡランク基準相当としている。なお、Ａランクは２つともを条件を満たしている必要がある。

委託 10　余熱利用施設整備モニタリング業務委託

委員：テクリス調べとあるがどのような条件か。

→事務局：件名をモニタリング、業務のキーワードを PFI として検索している。この条件に該当し本市に「都市計画・地方計画」の登録がある業者全てを指名した。なお、SPC の構成団体は除いている。

委員：１社以外は辞退となっているが理由は。

→事務局：辞退業者の主な理由は、技術員の配置が困難、体制の確保が困難というものであった。特記仕様書に配置技術者にモニタリング業務の経験を求めていたことが影響したと想定される。

→委員：金額的な問題もあるのではないのか。積算はどのようにしているのか。

→事務局：前段業務を受注していた者が落札しているが、積算は参考見積を６社に依頼し、それを根拠としている。見積依頼は最低５社以上から行うこととしている。

委員：前段業務を受注しており有利な面があったのでは。結果的には入札した意味があまりなかったのではないか。

→事務局：他市の事例では随意契約によるところもあったことから有利な面はあったと思われるが、本市としては入札手続きによるものとした。

委託 14　中主小学校増築・改修実施設計業務委託

委員：基本設計と実施設計はそれぞれ入札するのか。

→事務局：基本的に、基本設計、実施設計は別々に入札手続きをしている。工事の監理業務も同様である。基本設計の落札業者を実施設計発注時には加えて入札し、基本設計業者が落札されることは多いが全てではない。

委員：実施設計業務において構造、躯体、設備の設計を一体としてチェックすることが重要であり、そのチェックに労力がかかる。工事段階でチェックすることはできない。この金額で十分な設計であれば一番良いが、落札率は低く、そのチェックが十分であるのか疑問である。これまでは問題がなかったという理由が考えられるが、品確法の趣旨等も踏まえ価格設定を検討された方がよいと考える。

→委員：予定価格が正しいのかという意見も出てくる可能性がある。最低制限価格は品質の確保と労働環境の確保のために設定されている。

→委員：これまで算定式や価格を非公表としながらも業者には経験値がありどの程度であれば落札できるのかという考えがあると思われる。これまでの実績と時代の流れとのギャップを自由競争の中で整合がとれればと考える。

→委員:最低制限価格は品質の確保と労働環境の確保のために設定されていることから改めてこの趣旨を踏まえ検討されたい。

→事務局：最低制限価格の算定方法ついて検討する。

【以上の審議結果】

違法性は確認されず、適切に処理されていると判断できる。

なお、工事１の発注方法等が適切であったか、及び建設関連業務委託に係る最低制限価格の算定方法について検討結果を次回報告すること。

３　その他

次回の会議については、平成 31 年５月頃を予定。

４　閉会

以上